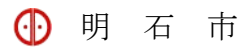


住宅の耐震改修に伴う固定資産税の減額措置について（ご案内）



【制度の概要】

一定の要件を満たす耐震改修工事を実施した住宅については、翌年度分の固定資産税が減額されます。

【対象となる住宅】

次のすべての要件を満たすもの

（※マンション・長屋住宅の場合は、住戸単位ではなく、棟全体で耐震基準に適合することが必要）

- 昭和 57 年 1 月 1 日以前に建てられた住宅（賃貸住宅含む）
- 平成 18 年 1 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に完了する、建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合するための改修工事（耐震適合建物への耐震性能をより高める改修工事も含む）
- 上記の改修工事費が 1 戸あたり 50 万円超であること

【減額の内容】

改修工事を行った当該家屋のうち、人の居住する部分に相当する固定資産税額の 2 分の 1 が減額されます。減額される期間は、改修工事が完了した年の翌年度分に限りです。

※ 1 戸につき 120 m²を超える住宅については、120 m²に相当する固定資産税額の 2 分の 1 が減額。

※ バリアフリー及び省エネ改修の減額と同時には適用できません。

【減額を受けるためには】

『住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額申告書』及び下記添付書類を、改修後 3 カ月以内に提出していただく必要があります。

なお、期限内に申告できない場合はご相談ください。

《添付書類》

1. 固定資産税減額証明書

※ 上記の証明は、地方公共団体・建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関が発行します。

2. 領収書等、耐震改修工事に要した費用が確認できるもの

<申告及びお問い合わせ先>

〒673-8686 明石市中崎 1 丁目 5 番 1 号

明石市税務室資産税課

TEL 078-918-5077